

2023年12月1日

被保険者各位

富士通健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ」における
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）

2023（令和5）年9月27日、厚生労働省から『年収の壁・支援強化パッケージ』が通達されました。

これは「年収の壁を意識せずに働ける環境づくりを後押しすること」を目的としており「主要な4つの取り組み」があります。

その取り組みの1つである「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」は、「健康保険の被扶養者認定」にかかわる施策となっております。

今回の通知に則り、富士通健康保険組合では「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」について、下記の通り対応を図ることといたしましたのでご通知申し上げます。

記

1. 制度概要

年収が一定額を超えると社会保険料の負担が生じ、パート労働者らの手取りが減る「年収の壁」問題を巡り、収入限度額を超えても連続2年までなら扶養にとどまれるようになるというものです。

収入限度額（※1）：60歳未満の方は年収130万円

60歳以上および障害年金を受給されている方は年収180万円

参考：厚生労働省 HP 「年収の壁・支援強化パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

2. 適用開始日

2023年10月20日以降に健康保険組合が審査を行う案件が対象となります。

※2023年10月20日以前に健康保険組合が審査したものについては遡及しません

3. 制度の対象となる被扶養者

「1.制度概要」に記載されている収入限度額（※1）を超えてしまうが、人手不足による労働時間・延長等に伴う一時的な収入変動であることを勤務先の事業主が認めた方。

ただし、以下に該当される方は対象外となります。

- ・フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合
- ・基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合
- ・雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかである場合（60歳以上および障害年金を受給されている方は年収180万円以上）
- ・勤務先で社会保険の適用要件を満たす場合

4. 手続きが必要なとき

事象	手続（申請書）	通常の添付書類一式に追加する必要書類
新たに収入のある方を扶養する	健康保険被扶養者認定伺	
すでに被扶養者として認定されている方が引き続きその資格があるか調査する	被扶養者現況確認 ※毎年1回、調査対象者には健康保険組合より案内をさせていただきます ※人手不足対応で一時的な収入増加となった都度、証明書を提出していただく必要はありません	・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（※1） ・年間収入が130万円未満となることわかる雇用契約書（写）（※2）

※1 添付「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」参照

※2 申請対象となる被扶養者が「60歳以上および障害年金を受給されている方」は年収180万円未満となります

ただし、健康保険組合にて年収以外にも生計維持関係等、総合的に審査を行いますので、必ずしも被扶養者として認定されるものではありませんのでご了承ください。

5. 添付資料

- ・「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（厚生労働省通達）
- ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

以上

適用給付レセプトグループ